

公益財団法人鳥取県スポーツ協会個人情報保護規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、公益財団法人鳥取県スポーツ協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 個人情報 個人に関する情報（死者に関する情報を含む。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

(2) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(3) 役職員 協会において個人情報を取り扱う業務に従事する役員及び職員（委託職員及び派遣職員等を含む。）をいう。

(4) 個人情報保護コンプライアンス・プログラム 協会が保有する個人情報を保護するための方針その他の規程、組織体制、個人情報保護に係る計画及びその実施、個人情報保護に係る監査並びにこれらの見直しを含む協会内の仕組みのすべてをいう。

(5) 個人情報保護管理者 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者をいう。

(6) 個人情報保護管理者補佐 個人情報保護管理者の業務を補佐する者をいう。

(7) 業務責任者 個人情報を取り扱う業務が行われるときに、当該業務に関する責任と権限を有する者をいう。

(8) 委託責任者 個人情報の取扱いを第三者に委託するときに、当該委託に関する責任と権限を有する者をいう。

(9) 監査責任者 個人情報の取扱いについて、客観的な立場により監査の実施及び報告を行う責任と権限を有する者をいう。

- (10) 教育責任者 個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させるための教育研修を行う責任と権限を有する者をいう。
- (11) 利用 協会において個人情報を処理することをいう。
- (12) 提供 協会の保有する個人情報を第三者に利用可能にすることをいう。

(適用対象)

第3条 この規程は、役職員に適用する。

- 2 個人情報の取扱いを第三者に委託する場合も、この規程の目的に従って、個人情報の適正な保護を図るものとする。

第2章 個人情報の取得

(個人情報の取得の原則)

第4条 個人情報の取得は、利用目的を明確に定め、その目的達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(特定の機微な個人情報の取得等の禁止)

第5条 次の各号に掲げる特定の機微な個人情報については、これを取得し、利用又は第三者に提供してはならない。ただし、法令に基づく場合及び本人の同意があり、かつ業務遂行上必要な場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 人種、民族、門地、本籍地（所在都道府県に関する情報を除く。）、身体障害、精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となり得る事項
- (3) 勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4) 集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5) 保健医療及び性生活に関する事項

(個人情報の取得の手続)

第6条 業務において新たに個人情報を取得する場合は、業務責任者はあらかじめ個人情報管理者に利用目的及び利用方法を届け出て、承認を得るものとする。

(本人から個人情報を取得する場合の手続)

第7条 本人から個人情報を取得する場合は、次の各号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により本人に通知し、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人情報の取得及び利用の具体的な目的
- (2) 個人情報を取得する者がその者以外のものに提供することを予定している場合は、その具体的な目的、当該個人情報の受領者又は当該受領者の属する組織の種類及び属性
- (3) 個人情報の取扱いを第三者に委託することを予定している場合は、その旨
- (4) 個人情報を当該個人情報を取得しようとする者に与えることは、本人の任意であること及び当該個人情報を与えなかった場合に本人に生じる結果に関する事項
- (5) 個人情報の開示を求める権利及び開示の結果、当該個人情報が誤っている場合に第17条第2項に規定する訂正等を要求する権利の存在並びに当該権利を行使するための手続に関する事項

(本人以外から個人情報を取得する場合の手続)

第8条 本人以外から個人情報を取得する場合は、前条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により本人に通知し、本人の同意を得るものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第2号により本人の同意を得ている者から取得する場合
- (2) 個人情報の取扱いを第三者から受託する場合
- (3) 本人の保護に値する利益が侵害されるおそれがない場合

第3章 個人情報の移送及び送信

(個人情報の移送及び送信の原則)

第9条 個人情報の移送及び送信は、その権限を与えられた者のみが、外部流出等を防止するために必要かつ適切な方法により、業務の遂行上必要な限りにおいてなし得るものとする。

- 2 個人情報を情報システム機器又は当該機器に関連する記憶媒体を用いて移送する場合は、当該個人情報を暗号化又は生体認証によるアクセス制限を行う等、安全管理措置を講ずるものとする。
- 3 個人情報をインターネットを介して送信する場合は、当該個人情報を暗号化する等、安全管理措置を講ずるとともに、送信先の確認を徹底するものとする。

第4章 個人情報の利用

(個人情報の利用の原則)

第10条 個人情報は、利用目的の範囲内でその権限を与えられた者のみが、業務の遂行上必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人情報の目的外利用)

- 第11条 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、第7条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により本人に通知し、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
- 2 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用するために本人の同意を求める場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の共同利用)

- 第12条 個人情報を第三者と共同利用する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

(個人情報の取扱いの委託)

- 第13条 委託責任者は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合は、会長が別に定める手続に従って行うものとする。

第5章 個人情報の第三者への提供

(個人情報の第三者への提供の原則)

- 第14条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ることなく第三者に提供してはならない。
- 2 個人情報を第三者に提供する場合は、第7条第1号、第2号及び第5号に掲げる事項を書面又はこれに準ずる方法により本人に通知し、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
- 3 前項の規定により個人情報を第三者に提供する場合は、個人情報保護管理者の承認を得るものとする。

第6章 個人情報の管理

(個人情報の管理の原則)

- 第15条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の状態で管理するものとする。

(個人情報の安全管理措置)

- 第16条 個人情報保護管理者は、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、必要かつ適切な安全管理措置を講ずるものとする。

- 2 個人情報、施錠の可能な場所に保管し、鍵は、個人情報保護管理者又は当該個人情報の利用を許可された者が保管するものとする。
- 3 個人情報の保存されている情報システムには、生体認証、ID又はパスワード等適切なアクセス制限を施すものとする。
- 4 個人情報の保存されている情報システムには、外部媒体の接続及びネットワークへの接続を制限するものとする。
- 5 個人情報の保存されている情報システムへのアクセス記録は、合理的な期間これを保存するものとする。
- 6 情報システム又は各種作成物における動作テスト及び印字テスト等を実施する場合は、当該テストに利用するデータは架空のデータとする等、個人情報が含まれないよう配慮するものとする。
- 7 個人情報保護管理者は、協会が保有するすべての個人情報の収集項目、利用目的、保管期間、保管方法、廃棄方法などを台帳として整備するものとする。

第7章 個人情報の開示等

(自己の個人情報に関する権利)

- 第17条 本人から自己の個人情報について開示を求められた場合は、会長が別に定めるところにより、合理的な期間内にこれに応じるものとする。
- 2 前項の規定による開示の結果、誤った個人情報があり、当該個人情報の内容の訂正、追加又は削除、当該個人情報の利用の停止又は消去を求められた場合は、合理的な期間内にこれに応じるものとする。この場合において、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に通知を行うものとする。

(自己の個人情報の利用又は提供の拒否)

- 第18条 本人から自己の個人情報について利用又は第三者への提供を拒否された場合は、これに応じるものとする。ただし、法令に基づく場合は、この限りでない。

第8章 個人情報の消去及び廃棄

(個人情報の消去及び廃棄の手続)

- 第19条 個人情報の消去及び廃棄は、当該個人情報の利用目的が終了した後、合理的な期間内に、その権限を与えられた者のみが、外部流失等を防止するため記憶媒体を物理的に破壊する等、適切な方法により行うものとする。

第9章 組織及び体制

(個人情報保護管理者)

第20条 個人情報保護管理者は事務局長とし、協会における個人情報の管理業務を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、会長の指示及びこの規程に定めるところに基づき、個人情報保護コンプライアンス・プログラムを策定し、周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

3 個人情報保護管理者補佐は、事務局総務担当リーダーとする。

(教育研修)

第21条 教育責任者は事務局長とし、役職員に個人情報保護コンプライアンス・プログラムの重要性を理解させ、確実な実施を図るため、会長が別に定めるところにより、教育研修を行うものとする。

(業務責任者及び委託責任者)

第22条 業務責任者は、個人情報を取り扱う組織の長（事務局にあつては事務局長、施設にあつては施設長をいう。以下同じ。）とする。

2 委託責任者は、個人情報の取扱いを第三者に委託する組織の長とする。

(監査)

第23条 監査責任者は専務理事とし、協会における個人情報の管理が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに従って、適正に実施されているかについて、監査を行うものとする。

2 監査責任者は、前項の規定による監査を会長が別に定めるところにより、実施するものとする。

3 監査責任者は、前項の規定により監査を実施したときは、監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

4 会長は、協会における個人情報の管理について、個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する行為があつた場合には、個人情報保護管理者及び違反した組織の長に改善指示を行うものとする。

5 前項の規定により改善指示を受けた組織の長は、速やかに適正な改善措置を講じ、その内容を個人情報保護管理者を経て監査責任者に報告するものとする。

6 監査責任者は、前項の規定によりなされた改善措置を評価し、会長及び個人情報保護管理者に報告するものとする。

(報告義務及び罰則)

第24条 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定による報告の内容を調査し、個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反する事実が判明した場合は、速やかに会長に報告し、かつ、違反した組織の長に適切な処置を行うよう指示するものとする。

3 個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した職員は、公益財団法人鳥取県スポーツ協会職員就業規則、公益財団法人鳥取県スポーツ協会常勤嘱託職員就業規則、公益財団法人鳥取県スポーツ協会非常勤嘱託職員就業規則又は公益財団法人鳥取県スポーツ協会特任体育指導員就業規則の規定により、懲戒等の処分を行うものとする。

4 役員が個人情報保護コンプライアンス・プログラムに違反した場合は、前項の規定を準用する。

(苦情及び相談)

第25条 個人情報保護管理者は、相談窓口を設置し、協会が保有する個人情報及び個人情報保護コンプライアンス・プログラムに係る本人からの苦情及び相談に対応するものとする。

2 前項の相談窓口は、事務局総務担当に設置するものとする。

第10章 雑 則

(見直し)

第26条 会長は、適正な個人情報の保護を維持するため、この規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを個人情報保護管理者に指示するものとする。

(委 任)

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月11日から施行する。